第１章　総　　則

第１章　総　則

１．１ 趣 旨

この給水装置工事基準（以下『基準』という。）は、水道法、同施行令、川西市水道事業給水条例、同施行規程、その他関連法令に基づき、給水装置工事の標準的な設計・施工方法について技術的な基準を定めたものである。

本基準に関する主な関連法令は、次のとおりである。

１．水道法（昭和 32 年法律第 177 号　以下『法』という。）
２．水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号　以下『政令』という。）
３．水道法施行規則（昭和 32 年厚生労働省令第 45 号　以下『規則』という。）
４．給水装置の構造および材質の基準に関する省令（平成９年厚生労働省令第 14 号　以下『省令』という。）
５．川西市水道事業給水条例（昭和３４年川西市条例第１８号　以下『条例』という。）
６．川西市水道事業給水条例施行規程（昭和４９年川西市条例水道事業管理規程第５号　以下『規程』という。）
７．川西市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年川西市水道事業管理規程第４号　以下『指定工事事業者規程』という。）
８．指定給水装置工事事業者制度（以下、『指定工事事業者制度』という。）

１．２ 適 用

１．本基準は、川西市の給水区域内の水道により給水する給水装置工事に適用する。
２．本基準の適用に疑義が生じた場合は、川西市上下水道事業管理者（以下『管理者』という。）との協議による。

１．３ 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。【法第３条第９項】【条例第４条】

１．４ 給水装置の種類

給水装置は、次の３種とする。【条例第５条】

１． 専用給水装置　１戸また１カ所で専用するもの。
２． 共用給水装置　２戸以上が共用で使用するもの。
３． 私設消火栓　　消防用に使用するもの。

１．５ 給水装置工事の種類と種別

給水装置工事の種類は、次のとおりである。

１．給水装置工事　分水栓～引込管～止水栓（仕切弁）～メーターボックス～給水用具までとし、新設は新たに給水装置番号（水栓番号）を付与する。
２．給水管工事　　給水管（共同管）、消火栓等
３．事前着工工事　分水栓～引込管～止水栓（仕切弁）～メーターボックスまでとし、開発等で建築等の完成を待たずに舗装工事の都合上、先行的に施工するもの。

また、給水装置工事は次の種別に区分する。

１．新設　新たに給水装置を設置する工事
２．改造　給水管の増径・減径、管種変更、給水栓の増設、給水装置の原形を変える工事
３．撤去　給水装置を配水管、または他の給水装置の分岐部から取り外す工事
４．修繕　給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等を修理する工事

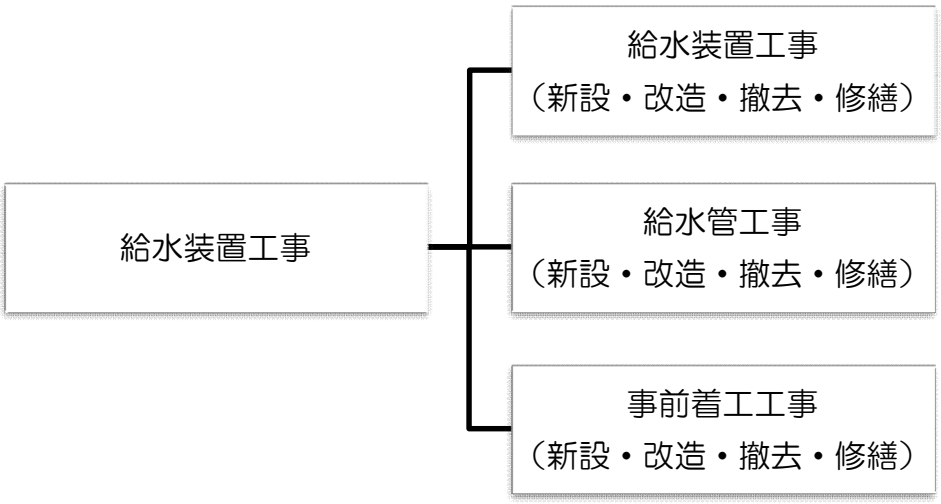

１．６ 給水装置工事等の施工と給水義務

１．水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。【法１５条第１項】

２．給水装置の新設、改造、修繕（【法第１６条の２第3項】の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。【条例第１３条】

３．川西市指定給水装置工事事業者（以下、『指定工事業者』という。）が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。【条例第１４条】

１．７ 給水装置工事の基本項目

１．水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申し込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。【法第16条】

２．給水装置工事の費用は、工事申込者の負担とする。【条例第15条】

３．管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。【条例第１２条第2項】

4．1区画の敷地内に設置する給水装置は原則1カ所とする。ただし、2世帯住宅など同一敷地で生計をーとしない場合など、この限りではない。

5．1．5に分類した給水工事の申請は、原則各種類・種別・水栓番号ごとに1申請とする。

1．8 指定工事業者制度

1．管理者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が前条の規定に基づく政令で求める基準に適合することを確保するため、当該管理者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。【法第１６条の２第1項】

2．【法第１６条の２第1項】の指定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。【法第２５条の３の２第１項】

3．指定工事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。【法第２５条の８】

4．水道事業者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、【法第１６条の２第1項】の指定を取り消すことができる。【法第２５条の１１】

（1）【法第２５条の３第１項】各号に適合しなくなったとき。

（2）【法第２５条の４第１項または第２項】の規定に違反したとき。

（3）【法第２５条の7】の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。

（4）【法第２５条の8】に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

（5）【法第２５条の9】の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

（6）前条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。

（7）その施行する給水装置工事が水道施設の機能の障害を与え、または与える恐れが大であるとき。

（8）不正の手段により【法第１６条の２第1項】の指定を受けたとき。【法第２５条の１１】

5．指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。【指定工事業者規程第１３条】

（1）給水装置工事ごとに、主任技術者のうちから、当該工事に関して【同規程第１１条第１項各号】に掲げる職務を行う者を指名すること。

（2）配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変

形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

（３）前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。

（４）主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

（５）次に掲げる行為を行わないこと。

ア　【政令第５条】に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ　給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

（６）施行した給水装置工事ごとに、（１）の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

ア　施主の氏名または名称

イ　施行の場所

ウ　施行完了年月日

エ　主任技術者の氏名

オ　竣工図

カ　給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項

キ　【指定工事業者規程第１１条第１項第３号】の確認の方法およびその結果

６．給水装置工事は、管理者または管理者が【法第１６条の２第１項】の規定により指定をした指定工事業者が施行する。【条例第１４条第１項】

１．９　主任技術者

１．給水装置工事主任技術者（以下、『主任技術者』という。）は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。【法第２５条の４第３項】

（１）給水装置工事に関する技術上の管理。

（２）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。

（３）給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が【法第１６条】の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認。

（４）その他国土交通省令で定める職務。

２．【法第２５条の４第３項】の国土交通省令で定める主任技術者の職務は、管理者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該管理者と次の各号に掲げる連絡または調整を行うこととする。【規則第２３条】

（１）配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整。

（２）【規則第３６条第１項第２号】に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。

（３）給水装置工事（【規則第１３条】に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡。